

令和7年度 玉野市 企業立地奨励金

事業目的：市内での企業立地を行う企業等に対して奨励金を交付することで、
地場企業の活性化と、雇用機会の拡大、市民生活の安定と向上を図る

玉野市役所 商工観光課
TEL：0863-33-5005
FAX：0863-33-5001
mail：syoukougankou@city.tamano.lg.jp

〈対象者〉

- ☐ 市税を滞納していない
- ☐ 暴力団員等ではない（玉野市暴力団排除条例第2条）
- ☐ 市内に対象施設（右記）を新設、または増設する
※認定申請時に事業所が市内にあるかどうかは問わない
- ☐ 新設または増設する対象施設の建築面積500㎡以上である
- ☐ 交付申請時における従業員の総数が、認定申請日と比べて増加してる
- ☐ 対象施設の創業・営業開始に伴う市内在住の新規常用雇用者が5人以上（中小企業者は2人以上）
※新規常用雇用者 … 認定申請日以降に雇用されたもので、雇用保険法の被保険者になっている

〈対象施設〉

- 製造工場・研究所・農産物工場・物流施設など
- ☐ 日本標準産業分類に定める「大分類-E 製造業の項目にある工場」
 - ☐ 工場製品に係る研究所、高度情報処理産業に係る事務所
 - ☐ 農水産物を工業的技術により効率的かつ計画的に生産する施設
 - ☐ 道路貨物運送業や倉庫業等を営む者が自ら使用する倉庫
 - ☐ IT産業等事業所
 - ☐ 部屋数15以上の宿泊施設 など

（例）

〈奨励金額〉

市内在住の新規常用雇用者1人につき10万円（上限額50万円）

※認定申請日と交付申請日で常用雇用者を比較し、
交付申請日において認定申請日の総数より増加した人が対象

認定申請日の 常用雇用者数	交付申請日の 常用雇用者数	対象
100人	100人	対象外（増加していない）
100人	105人	5人が市内在住なら対象 （中小企業は、5人のうち2人以上が市内在住であれば、2人以上が対象）
100人	110人	10人のうち市内在住が5人まで対象 （中小企業は、10人のうち2人以上が市内在住であれば、5人まで対象）

事業開始前（認定申請書を提出）	事業実施～完了後（交付申請書等の提出）	奨励金の支払い
☐ 認定申請書 ☐ 新設または増設する場合の建設計画書 （平面図や立体図など、建物の面積が分かる図面を添付） ☐ 用地の取得と面積を証明する書類 （例：用地の賃貸借契約書の写し） ☐ 認定申請日における、雇用保険の事業所別被保険者台帳の写し ☐ 法人登記簿謄本の写し ※事業実施30日前までに申請してください	☐ 交付申請書 ☐ 暴力団排除条例に係る誓約書 ☐ 新設または増設した施設の建設概要 （平面図や立体図など、建物の面積がわかる図面を添付） ☐ 施設の取得を証する書類（例：登記簿の写し、領収書） ☐ 新規常用雇用者の一覧と、その住所が分かる書類（住民票 等） ☐ 交付申請日における雇用保険の事業所別被保険者台帳の写し ☐ 市税完納証明書 （税務課にて取得、玉野市税の課税がない場合、前所在地にて取得） ※操業または営業開始日から1年以内に提出してください	☐ 奨励金請求書 ↓ 指定口座へ振込

〈注意事項〉

- 奨励金の対象になるかどうかについては、必ず申請前にお問い合わせください
- 事業が複数年度にわたる場合は別途ご相談ください
- 当該施設について、現地確認をする場合があります
- 奨励事業者の氏名または名称、事業内容等についての公表を行う場合があります
- 当該新規常用雇用者が5年以内に離職や転居し、その後6ヶ月間新たに雇用されない場合は、交付した奨励金の金額または一部返還を求める場合があります。
- 交付申請書は令和8年2月27日（金）までに提出してください
（予算額に達した時点で締切）